

令和8年度かがわ県民防災意識向上プロジェクト事業実施業務に係る企画提案のための仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度かがわ県民防災意識向上プロジェクト事業実施業務

(2) 業務の目的

内閣府の「防災に関する世論調査（令和4年9月調査）」の結果によると、防災訓練に参加したことがある人の割合が全体で43.6%であるのに対し、18～29歳で42.8%、30～39歳においては31.3%にとどまっており、また、同世論調査において、風水害に対する備えについて「特に対策は取っていない」と回答したものは20代以下が最も高いという結果となっており、年代が上がるほど対策を取っていない者の割合が減る傾向にあることから、次代の地域の防災を担う若年層や子育て世代の防災への関心が低いことが課題となっている。

また、同世論調査で防災に関する知識や情報を入手するために積極的に活用したいものとして、全体ではテレビ、ラジオに次いでSNS等の情報が3位につけ、年代別にみると18～29歳で1位、30～39歳では2位と上位に位置し、SNSが若い世代の情報活用手段として大きな影響力を持っている。

そこで、県の公式防災LINEアカウントによる情報提供及び「かがわ防災協力認証店」等で利用できるデジタルスタンプカード（公式LINEアカウントのショッップカード）を通して、概ね20代～40代の世代を中心に防災に関心を持ってもらい、防災活動に取り組んでもらうきっかけづくりを行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9月3月31日（水）まで

2 契約上限額

2,693,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託業務の内容

受託者は、県と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。なお、かがわ防災協力認証店（防災に関する商品やサービスを提供し、防災活動に取り組む企業など。以下「認証店」という。）は令和7年度で約325店舗存在し、令和8年度は新規で10社程度を想定している。

以下の①、②、③、⑥及び⑦の業務についてはデザイン費を含む。

- ①認証店への取材及び防災に関する紹介記事（HPへの掲載）の作成（既存事業者も含めた約40社分。メールでの取材も可とする。）
- ②認証店のステッカー作成
- ③普及促進用のチラシ及び防災情報提供チラシ等の作成、本事業の普及啓発の実施
- ④賞品の梱包作業及び発送手続き（備蓄品600個（500g以内想定、定形外規格外）の郵送費を含む。レターパックプラスによる発送を想定。レターパックプラス以外での発送も可能）
- ⑤賞品郵送に伴い取得した個人情報（氏名、住所等）の管理
- ⑥LINE公式アカウントのショップカードへのポイント付与用チラシ及びQR付きカードの作成
- ⑦LINE（LINE公式アカウント）又はLINEのショップカード機能を活用した防災の普及啓発方法の検討（LINEのリッチメニュー・リッチカードのデザインその他の普及啓発方法）
- ⑧50ポイント獲得を2回達成した者への特典購入（100名程度。一人当たり少なくとも1,000円相当のものを想定）・発送（郵送料を含む。個人情報の管理、応募者への対応を含む。）

〈作成する数量等〉

No.	制作物	数量等	備考
①	HP用紹介記事	40社分（想定）	紹介記事の内容は自由に企画提案してください。 なお、令和7年度分は次のURLで確認できますので、参考にしてください。 https://kagawa-bousai.jp/

②	ステッカー	600 枚	円形で直径 100mm 程度、ラミネート加工有、厚さ 0.1mm 程度（台紙は除く。）を想定。リムーバブルタイプとし、何度も貼付・剥離が可能な素材とすること。また、耐水・耐光性に優れており、屋内外両用を想定。
③	普及促進用のチラシ・ポスター及び防災情報提供チラシの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・普及促進用チラシ：15,000 枚（A4 片面カラー） ・防災情報提供チラシ：600 枚 × 2 種類（A4 裏表カラー） ・ポスター：600 枚（A2 片面カラー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及促進用チラシ：認証店、県・市町、イベント時の配布等を想定 ・防災情報提供チラシ：認証店における防災関連商品コーナーでの掲示を想定 ・ポスター：認証店における掲示を想定 <p>なお、かがわ県民防災意識向上プロジェクトの事業概要等は次のURLで確認できますので、参考にしてください。 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/sogo/koho/bosaipjsiryou/qa.html</p>
④	賞品の梱包・発送	備蓄品 600 件	500g 以内、定形外規格外（レターパックプラスで送付可能）を想定。 郵送料を必要経費として計上してください。
⑥	ポイント付与用 QR コード付きチラシ及び QR コード付きカードの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ：1,000 枚（A4 片面カラー） ・カード：2,000 枚（6 種類合計） 	カードのサイズは、縦 10cm × 横 7cm 程度、厚さは名刺程度、ラミネート加工有を想定。付与ポイント毎にカードを作成し、その内訳は契約締結後に調整のうえ決定します。
⑧	50 ポイント獲得の 2 回目達成者への特典購入・発送（応募者への対応を含む。）	100 件程度	<p>災害対策に資する特典（例：防災用品、非常食、デジタルギフトカード等）を一人当たり少なくとも 1,000 円相当とすること。 防災用品（1,000 円 × 50 名）とデジタルギフトカード（1,000 円 × 50 名）等の組み合わせも可能です。 郵送料を必要経費として計上してください。 特典の内容によっては、破損防止のための適切な梱包材を使用してください。</p>

なお、以下の業務は、委託業務に含めない。

- ① LINE 公式アカウントの使用料
- ② 利用者に贈呈する備蓄品 600 件分の購入費

4 企画提案要領

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ① 認証店への取材及び防災に関する紹介記事概要
- ② 普及促進用のチラシ案、本事業の普及啓発の実施方法
- ③ LINE（LINE 公式アカウント）又は LINE のショッピングカード機能を活用した防災の普及啓発方法の検討の考え方（LINE のリッチメニュー・リッチカードのデザインその他の普及啓発方法）
- ④ 同種の業務実績（過去 5 年間程度で主なもの）
- ⑤ 50 ポイント獲得を 2 回達成した者への特典内容

5 著作権

- (1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、県に帰属するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとする。
- (2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(3) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

6 特記事項

- (1) 内容及び作業スケジュールについては、契約後、県と協議を行いながら進めること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
- (3) この仕様書の記載で判断できることや、その他委託業務を遂行する上で疑義が生じた場合等は、県と受託者が協議して解決するものとする。